

天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天理市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事の契約に係る電子入札の事務の取扱いについて、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札参加者 電子入札の対象案件に参加しようとする者をいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札システムに対応した証明書を格納したカードをいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない従来紙媒体により処理する入札及び開札事務をいう。
- (4) 電子ファイル 電子入札において提出書類として取り扱う電磁的記録をいう。
- (5) 紙入札者 紙の入札書により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。
- (6) 入札書情報 電子入札システムにより提出する入札金額その他所定の情報をいう。
- (7) 入札書等 入札書情報及び紙入札者が提出する紙の入札書をいう。
- (8) 電子くじ 落札候補者、又は変動型最低制限価格（天理市上下水道局最低制限価格制度要綱第3条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するため、電子入札システムにより行うくじをいう。

(電子入札システムの利用時間)

第3条 電子入札参加者が電子入札システムを利用できる時間は、午前8時30

分から午後8時まで（天理市の休日を定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

（電子入札システムへの利用者登録）

第4条 電子入札参加者は、あらかじめ、電子入札に使用できるICカードを取得して、電子入札システムを用いて利用者登録を行わなければならない。

2 電子入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

（ICカードの取扱い等）

第5条 電子入札に使用できるICカードの名義は、天理市上下水道局入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された代表者又は受任者とする。

2 特定建設工事共同企業体におけるICカードは、特定建設工事共同企業体の代表者のICカードとする。

3 市長は、電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加、又は参加しようとした場合（以下「不正使用」という。）は、次の各号に定める取扱いを行うものとする。

（1）開札までに不正使用が判明した場合は、当該電子入札案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済みのときは当該入札を無効とする。

（2）落札決定後、契約締結前までに落札者による不正使用が判明した場合は、落札決定を取り消すものとする。

（3）契約締結後、落札者による不正使用が判明した場合は、契約を解除するものとする。

（4）前2号の規定により落札者と契約を締結しない又は解除する場合は、それによって生じた損害について市は一切の責めを負わないものとする。

（電子入札の対象案件の登録）

第6条 入札執行者は、天理市上下水道局業者選定等審査会の議を経て電子入札の対象とした案件を電子入札システムに登録するとともに、当該案件が電子入札の対象案件である旨を入札の公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）等に記載するものとする。

(災害発生時の対応)

第7条 局の使用に係る電子計算機等の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムが使用できなくなった場合は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより対応するものとする。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合 必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、電子入札参加者に電話等の確実な方法で連絡をすること。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合 紙入札に変更し、入札者に電話等の確実な方法で紙入札に変更したこと及び入札場所、日時等の必要な事項を連絡し、既に提出された入札書がある場合は、開札せずに無効とし、改めて紙入札書及び内訳書を提出させるものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第8条 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は、次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

- (1) Microsoft Word (拡張子が.doc又は.docxで保存されるものに限る。)
 - (2) Microsoft Excel (拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるものに限る。)
 - (3) その他入札執行者が認めるもの
- 2 当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、提出資料等の作成時に使用してはならない。
- 3 電子ファイルを圧縮する場合において、その形式は、L Z H又はZ I P形式によるものとする。
- 4 電子ファイルを提出するに当たり、電子入札参加者は、事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、コンピュータウィルスに感染したファイルを提出してはならない。

(提出資料等の提出)

第9条 電子入札参加者は、提出資料等のうち次の各号のいずれかに該当する場合には、提出資料等を書面で持参により提出しなければならない。

- (1) 提出資料等に係るファイルの容量が3メガバイトを超えるもの
- (2) コンピュータウイルス感染があることが判明し、完全にコンピュータウイルスを駆除することができないもの
- (3) 建設工事共同企業体協定書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が持参により提出することが必要であると認めるもの
(指名競争入札等の指名通知等)

第10条 指名競争入札に係る電子入札参加者の指名は、局が電子入札システムで指名通知書を送信することにより行う。

2 次条第1項の規定により紙入札の参加届出を行った紙入札者には、指名通知書を書面により送付する。

(紙入札の届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札者は、紙入札を行うことができる。この場合において、紙入札を希望する者は、紙入札参加届出書（様式第1号）を公告等に示す入札書提出締切日の正午までに管理者に提出し受理された場合に限り、必要な書類を持参し、入札に参加することができる。

- (1) 名簿に登録はされているが、局の電子入札システムへの利用者登録をしておらず、ICカードを取得していない者が入札に参加するに当たり、電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をし、準備中の場合
- (3) 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をし、準備中の場合
- (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機等が故障した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない事由があり、かつ、入札執行に支障がないと入札執行者が認める場合

2 管理者は、前項の規定により紙入札参加届出書を受理したときは、紙入札者が当該入札案件について電子入札システムを使用することを認めないものとする。ただし、当該届出書を受理する前に既に電子入札システムを利用し

て提出済みの書類については、有効なものとして取り扱うものとする。

- 3 入札者は、第1項の規定により紙入札参加届出書を受理された場合は、入札に必要な書類を公告等に示す入札書提出締切日時までに提出しなければならない。この場合において、提出期限後の書類の提出は、一切受け付けないものとし、紙入札によって一旦管理者に提出された入札書の書換え、引換え及び撤回は、認めないものとする。
- 4 紙入札者は、入札書（様式第2号）にくじ番号（任意の3桁の数字をいう。以下同じ。）を明記した上で提出するものとし、くじ番号が記載されていないときは、入札執行者は、当該入札書に記載された入札金額の上位3桁の数字をくじ番号として使用する。
- 5 紙入札者の提出した入札書の電子入札システムへの入力は、当該入札書の到着順を原則とし、入札執行者がこれを行う。

（入札の辞退）

第12条 電子入札参加者は、当該入札案件を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者が辞退するときは持参により提出するものとする。

- 2 前項の規定による辞退届は、公告等に示す入札書提出締切日時までに提出しなければならない。
- 3 入札執行者は、電子入札システムにより辞退届が提出された場合には、当該電子入札参加者に対して辞退届受付票を送信する。

（入札書情報の受付）

第13条 入札書情報は、電子入札システムでの記録がされたときをもって局に到達したものとみなす。

- 2 入札執行者は、電子入札システムに入札情報が記録されたときは、当該電子入札参加者（紙入札者を除く。）に対して入札書受付票を送信する。

（入札書等の提出締切日時）

第14条 入札書等の提出締切日時は、公告等で定める日時（休日を除く。）とする。

- 2 入札書等の提出締切日時を経過した後は、入札書等及び添付資料の送信又

は提出を受け付けない。

3 入札書等の提出締切日時が経過した後は、送信又は提出された入札書等及び添付資料の引換、変更又は撤回をすることはできない。

4 入札執行者は、入札書等の提出締切日時が経過した後、電子入札参加者（紙入札者を除く。）に対して入札締切通知書を送信する。

（内訳書の内容の確認）

第15条 入札執行者は、開札前に内訳書の確認を行うものとする。この場合において、確認の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

（1） 重要な文字の誤脱等により重要な事項を確認できないもの

（2） 入札金額及び内訳書の合計金額が一致しないもの

（3） 計算上の誤りがあるもの

（開札の実施）

第16条 開札は、あらかじめ公告等で示す日時及び場所において行うものとする。

2 電子入札参加者及び紙入札者で立ち会いを希望する場合は、開札の前日までに入札執行者の許可を得るものとする。

3 入札執行者は、開札日時の経過後、開札の手続を開始し、紙入札者がある場合は、その者の入札金額及び電子くじの番号を電子入札システムに入力するものとする。

4 変動型最低制限価格を設定する場合にあっては、電子くじにより最低制限価格を決定する。

5 入札回数は、1回とする。

6 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。

（落札者の決定）

第17条 開札の結果、入札執行者は、次項の場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき者が2者以上いる場合には、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の9の規定により、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 事後審査型による一般競争入札の場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とした上で落札者の決定を保留し、落札候補者が提出する公告等に定めた事後審査に係る書類により参加資格の有無を審査した後に、落札者を決定する。この場合において、落札候補者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。
- 3 前項の場合において、落札候補者には落札候補者決定通知書及び落札者決定を保留する保留通知書を、落札候補者以外の電子入札参加者には保留通知書を送信するものとする。
- 4 第2項の場合において、落札候補者が提出期限までに当該書類を提出しないとき又は当該書類審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たさないことが確認されたときは、当該落札候補者の行った入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は電子くじにより次順位となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 5 第2項及び前項の場合において、書類の提出後における内容の変更及び書類の差替え、訂正等は認めないものとする。
- 6 入札執行者は、落札者を決定したときには、電子入札参加者全員に落札者決定通知書を送信するものとする。
- 7 紙入札者への通知書等の送付は、文書により行うものとする。

（入札の無効）

第18条 次の各号いずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 入札参加資格に関するもの

ア 施行令第167条の4の規定に該当する者によりなされた入札

イ 入札の開札日において、局から入札参加停止措置を受けている者によりなされた入札

ウ 天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する措置

要件に該当する者によりなされた入札

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしている者又は申立てをなされている者によりなされた入札（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）

オ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者によりなされた入札

カ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者によりなされた入札（ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。）

(2) 入札手続きに関するもの

ア 同一入札案件について同一人が2件以上の入札書情報が記録された入札

イ 本要領に規定する方法によらない入札

ウ 紙入札が認められた場合において、入札書等が受付期間を過ぎて提出された入札

エ 請負代金内訳書の提出が義務付けられている場合において、請負代金内訳書が添付されていない入札

オ 請負代金内訳書の工事価格（消費税及び地方消費税を除く金額）欄に記載されている金額と入札額に相違がある入札

カ 入札参加資格者本人以外の名義のICカードによりなされた入札

(3) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札結果の公表)

第19条 落札者を決定した場合は、入札結果を天理市上下水道局ホームページにおいて公表する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、局が実施する電子入札に関する手続及び運用に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

紙入札参加届出書

天理市長 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者名

(印)

下記の電子入札の案件について、下記理由により天理市上下水道局電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を届出ます。

1 工事名 _____

2 紙入札希望理由（該当するものにチェックしてください。）

- 天理市上下水道局入札参加資格者名簿に登録はされているが、天理市上下水道局の電子入札システムへの利用者登録をしておらず、ICカードを取得していない者が入札に参加するにあたり、電子入札システムへの利用者登録をただちに行えないため
- ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をし、準備中のため
- 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をし、準備中のため
- 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障したため
- やむを得ない事由があるため

()

入札書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 天理市

3 この工事の入札金額

十億	一億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(消費税及び地方消費税を含まず)

4 くじ番号
(3桁の数字を記入)

--	--	--

上記のとおり入札します。

年 月 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健 様

(入札者) 住 所 又 は 所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

(印)